

■受験アドバイス

2月も後半戦です。日曜日クラス・平日クラスともに労働の一般常識へと進みます。試験はマラソンです。残り約半年になります。

ここからが「山下」の出番です。社労士試験の受験範囲は毎年改正で増え続けています。

例えば、私が学習したころの、雇用保険は基本手当と就職促進給付の一部でした。

年金も、大幅な改正が続き、条文の厚みが増しました。

時代が変わる。法令も変わる。組織も変わる。そこに社労士の仕事が沢山出てきます。

8月までのスケジュールを立ててみます。山下道場を組み入れた内容です。

3月	<p>現在講義を行っている科目の「数字」を必ず目次に記載しましょう。保険関係の選択式の多くは数字です。目次の活用方法は講義で説明しています。とっても重要です。また目次で条文番号の流れや章立ての意味も理解できます。ただし、徴収法の数字のまとめは必要ないと思います。10年の過去問を一気に解いていると思います。時間の有効活用と70%正解を目標に5月まで過去問を解いてください。</p>
4月	<p>各クラスとも年金法です。健保→国民年金→厚生年金へと進みます。健保の定時決定や保険料関係は厚生年金とほぼ同じですね。年金は合否を決めます。しっかりと講義します。</p> <p>いよいよ道場の開講です。まずは</p> <p>日程 4月29日(祭日) ①10時30～13時 ②14時～16時30</p> <p>「19年目の「点数問題」100の法則」</p> <p>我ながら19年よく続いていると思います。山下の講義は、条文、沿革、点数問題です。自分なりに、よくできた講座です。</p>
5月	<p>道場第2弾。27目の主要6科目「試験に出る1・2・3」</p> <p>5月4日 労基・労災 10時30から13時30 14時30～17時30</p> <p>5月5日 雇用・健保 10時30から13時30 14時30～17時30</p> <p>5月16日 国年・厚年 10時30から13時30 14時30～17時30</p> <p>山下一押しの講座です。27年継続講座です。</p> <p>主要6科目のまとめ講座です。</p> <p>そして1回目の模擬試験が始まります。社会保険法を中心にまとめてください。</p> <p>※模試の結果が出たら、正答率に注意。正答率60%以上の問題が不正解の場合はしっかりと123に間違えた理由を残しましょう。</p>

6月	6月の模試は被保険者、適用、適用除外、保険料を横断する。徴収法を道場で一気にまとめる。123の読み込み。
7月	第三弾徴収法1日講座。ここで労災保険、雇用保険をまとめてください。
8月	第4弾 主要6科目択一問題で解答力を持続する。 第5弾 前日講座で仕上げです。

■コメント

★年金だけでも深く入れば3年はかかる

3月からは試験向きの学習を行ないます。社労士試験の受験勉強は学者や教授になることが目標ではありません。年金のプロを目指せば最低3年はかかります。社労士試験では国民年金・厚生年金を学習しますが、年金の世界では旧法・共済年金・農業者年金・議員年金等学習におわりがありません。専門的な内容は合格後に学習することと割り切りましょう。各科目ともそれなりに奥は深いことに注意。大切なのは、合格するために学習に徹することです。

★細かい部分は切り捨てる・・・・・・・・・・袋工事に入ってはいけません。

再受講生の注意することは、必要以上に法律の森にはいってはいけません。

法律の森とは、条文、法附則、施行規則、通達、指針、判例等です。労働法令集にはたくさん条文があります。受験範囲は膨大な量です。全ての条文の理解は必要ありません。ある程度の勉強をこなして初めて関連条文の理解が出来ます。テキストの内容も過去問をベースに作成されているために、有る程度省略している箇所もあります。それは受験ではここまでで、これ以上はやめましょうというサインです。テキストの説明内容で理解が難しいこともあるでしょう。それはそれで、完結してください。細かい部分は切り捨てましょう。

■最近の教室の動き

2月に入り、徳島、名古屋、鳥取、静岡の受講生が、わざわざ水道橋の講義にお見えになりました。なんだか、受験生の熱量を感じます。

全国の受験生！！山下は応援しています。